

## 第 2 号 議 案

### 令和 2 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 2 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172,958千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事      中   村   法   道

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 2,813
	1 一般会計繰入金	2,813
2 繰越金		16,762
	1 繰越金	16,762
3 諸収入		148,183
	1 貸付金元利収入	148,183
4 県債		5,200
	1 県債	5,200
歳入合計		172,958

歳出

款	項	金額
1 生活福祉費		千円 172,958
	1 母子父子寡婦福祉費	172,958
歳出合計		172,958

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 5,200	政府貸付金	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第42条第1項及び第2項の定めるところによる。
計	5,200			

### 第 3 号 議 案

## 令和 2 年度長崎県農業改良資金特別会計予算

令和 2 年度長崎県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事      中   村   法   道

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
(農業改良資金貸付勘定)		千円 13,892
1 繰越金		13,890
	1 繰越金	13,890
2 諸収入		2
	1 雑入	2
(農業改良資金業務勘定)		4,514
1 繰入金		4,511
	1 一般会計繰入金	4,511
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 雑入	2
(就農支援資金貸付勘定)		63,896
1 繰越金		38,123
	1 繰越金	38,123
2 諸収入		25,773
	1 貸付金元利収入	25,773
(就農支援資金業務勘定)		697
1 繰入金		677

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	千円 677
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		82,999

歳 出

款	項	金 額
(農業改良資金貸付勘定)		千円 13,892
1 農林水産業費		13,892
	1 農 業 費	13,892
(農業改良資金業務勘定)		4,514
1 農林水産業費		4,514
	1 農 業 費	4,514
(就農支援資金貸付勘定)		63,896
1 農林水産業費		63,896
	1 公 債 費	63,896
(就農支援資金業務勘定)		697
1 農林水産業費		697
	1 農 業 費	697
歳 出 合 計		82,999

## 第 4 号 議 案

### 令和 2 年度長崎県林業改善資金特別会計予算

令和 2 年度長崎県林業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,748千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事      中   村   法   道



第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
(貸付勘定)		千円 20,000
1 繰越金		19,300
	1 繰越金	19,300
2 諸収入		700
	1 貸付金元利収入	700
(業務勘定)		748
1 繰入金		745
	1 一般会計繰入金	745
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 県預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		20,748

歳 出

款	項	金 額
(貸付勘定)		千円 20,000
1 農林水産業費		20,000
	1 林 業 費	20,000
(業務勘定)		748
1 農林水産業費		748
	1 林 業 費	748
歳 出 合 計		20,748

## 第 5 号 議 案

# 令和 2 年度長崎県営林特別会計予算

令和 2 年度長崎県営林特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ314,548千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事   中   村   法   道

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 41,620
	1 国庫負担金	41,620
2 財産収入		132,689
	1 財産運用収入	21
	2 財産売却収入	132,668
3 繰入金		132,108
	1 一般会計繰入金	109,776
	2 基金繰入金	22,332
4 繰越金		8
	1 繰越金	8
5 諸収入		23
	1 雑入	23
6 県債		8,100
	1 県債	8,100
歳 入 合 計		314,548

歳 出

款	項	金 額
1 農林水産業費		千円 314,548
	1 林 業 費	146,894
	2 公 債 費	167,654
歳 出 合 計		314,548

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>県営林造林事業費</p>	<p style="text-align: right;">千円 8,100</p>	<p>普通貸借</p> <p>(借入先) (株)日本政策金融公庫</p> <p>(借入時期) 令和2年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。</p>	<p>(株)日本政策金融公庫法第12条第2項及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第5条第2項により(株)日本政策金融公庫の定めるところによる。</p>	<p>借入時期から40年以内(うち据置期間25年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。</p>
<p>計</p>	<p style="text-align: right;">8,100</p>			

## 第 6 号 議 案

### 令和 2 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 2 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,582千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事      中   村   法   道

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
(貸付勘定)		千円 184,300
1 繰入金		211
	1 業務勘定繰入金	211
2 繰越金		143,089
	1 繰越金	143,089
3 諸収入		41,000
	1 貸付金元利収入	41,000
(業務勘定)		3,282
1 繰入金		3,069
	1 一般会計繰入金	3,069
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		212
	1 県預金利子	211
	2 雑入	1
歳入合計		187,582



歳 出

款	項	金 額
(貸付勘定)		千円 184,300
1 農林水産業費		184,300
	1 水産業費	184,300
(業務勘定)		3,282
1 農林水産業費		3,282
	1 水産業費	3,282
歳 出 合 計		187,582

## 第 7 号 議 案

# 令和 2 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和 2 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ230,212千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事      中   村   法   道

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 5,168
	1 一般会計繰入金	5,168
2 繰越金		10,446
	1 繰越金	10,446
3 諸収入		214,598
	1 貸付金元利収入	214,598
歳入合計		230,212

歳出

款	項	金額
1 商工費		千円 230,212
	1 商工業費	21,713
	2 公債費	208,499
歳出合計		230,212

## 令和 2 年度長崎県用地特別会計予算

令和 2 年度長崎県用地特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,657,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事      中   村   法   道

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 県債		千円 395,900
	1 県債	395,900
2 財産収入		1,262,000
	1 財産売払収入	1,262,000
歳入合計		1,657,900

歳出

款	項	金額
1 用地費		千円 1,657,900
	1 用地費	1,657,900
歳出合計		1,657,900

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得費	千円 395,900	債券発行又は普通貸借  (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他  (借入時期) 令和2年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	395,900			

## 第 9 号 議 案

# 令和 2 年度長崎県庁用管理特別会計予算

令和 2 年度長崎県庁用管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,739千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事      中   村   法   道

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 諸収入		千円 241,739
	1 雑入	241,739
歳入合計		241,739

歳出

款	項	金額
1 庁用管理費		千円 241,739
	1 庁用管理費	86,747
	2 文書管理費	154,992
歳出合計		241,739



第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
文書集中收受発送費	令和 3年度	千円 20,872
県公報発行事務費	令和 3年度	8,600

## 第 10 号 議 案

# 令和 2 年度長崎県長崎魚市場特別会計予算

令和 2 年度長崎県長崎魚市場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ227,455千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事      中   村   法   道

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 167,849
	1 使用料	167,849
2 繰入金		59,603
	1 一般会計繰入金	59,603
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 雑入	2
歳入合計		227,455

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 227,455
	1 水産業費	226,934
	2 公債費	521
歳出合計		227,455

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水産行政県有施設等管理業務	令和 3年度	千円 117,946

## 第 11 号 議 案

# 令和 2 年度長崎県港湾施設整備特別会計予算

令和 2 年度長崎県港湾施設整備特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,216,913千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事      中   村   法   道

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 741,621
	1 使用料	741,621
2 財産収入		152,237
	1 財産運用収入	8,461
	2 財産売払収入	143,776
3 繰入金		378,023
	1 一般会計繰入金	378,023
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		91,931
	1 雑入	91,931
6 県債		853,100
	1 県債	853,100
歳入合計		2,216,913

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 2,216,913
	1 港 湾 費	693,719
	2 公 債 費	1,523,194
歳 出 合 計		2,216,913

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土木行政県有施設等管理業務	令和 3年度	千円 83,584
土木行政機器等保守業務	令和 3年度	1,860
土木行政事務機器賃借等	令和 3年度から 令和 7年度まで	7,500



第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	千円 853,100	債券発行又は普通貸借  (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他  (借入時期) 令和2年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	853,100			

## 第 12 号 議 案

### 令和 2 年度長崎県公債管理特別会計予算

令和 2 年度長崎県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,465,377千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事   中   村   法   道

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 80,000
	1 財産運用収入	80,000
2 繰入金		4,643,377
	1 一般会計繰入金	4,563,377
	2 基金繰入金	80,000
3 県債		40,742,000
	1 県債	40,742,000
歳入合計		45,465,377

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 45,465,377
	1 公債費	45,465,377
歳出合計		45,465,377

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	<sup>千円</sup> 40,742,000	債券発行又は普通貸借  (借入先) 銀行、その他  (借入時期) 令和2年度	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	40,742,000			

## 第 13 号 議 案

# 令和 2 年度長崎県国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度長崎県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,586,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事      中   村   法   道

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 43,726,786
	1 負担金	43,726,786
2 国庫支出金		45,488,115
	1 国庫負担金	30,159,824
	2 国庫補助金	15,328,291
3 財産収入		2,346
	1 財産運用収入	2,346
4 繰入金		9,599,816
	1 一般会計繰入金	9,539,816
	2 基金繰入金	60,000
5 繰越金		2,800,000
	1 繰越金	2,800,000
6 諸収入		54,969,058
	1 雑入	54,969,058
歳入合計		156,586,121

歳 出

款	項	金 額
1 生活福祉費		千円 156,586,121
	1 社会福祉費	156,586,121
歳 出 合 計		156,586,121

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総務管理費	令和 3年度	千円 1,307